

第213回通常国会

村田きょうこ 「今回の質疑のポイント」 No.5

2024年4月2日（火）経済産業委員会



ご安全に！ 参議院議員の村田きょうこです。
4月2日(火)の経済産業委員会にて質疑を行いました。
斎藤経済産業大臣の所信表明演説に関し、

1. 日本のエネルギー政策
2. 再エネ賦課金の減免認定
3. 太陽光発電施設の火災

の観点から質疑をしています。

※詳細は次頁以降、または YouTube をご覧ください。

当選時から
ずっと訴えてきた
「減免認定の要件緩和」が
一步前進しました！



1. 日本のエネルギー政策

【課題認識】

- ・ 3月29日、齋藤大臣から、4月末までとしていたエネルギー価格の激変緩和措置のうち、ガソリン補助金は一定期間延長する一方で、電気・ガスは、5月は支援幅を縮小した上で、5月末をもって終了するとの発表があった。
- ・ 産業界の皆さんからは、そもそも日本の電気料金は外国と比べて高いのではないかという指摘をもらっている。
- ・ ドイツでは、自国の鉄鋼業の国際競争力を高めるために、電気料金が安くなる制度を設けている

村田：ガソリンと電気・ガスとで判断が違う理由は？ガソリン補助金はいつまで延長されるのか？

齋藤大臣：ガソリン補助金については、今回、中東情勢の緊迫化などを背景とした原油価格高騰リスクや賃金動向等も含めた様々な経済情勢を見極めることが必要と判断をし、一定期間延長するという決断をした。

一方、電気料金については、LNGや石炭の輸入価格が現状においてはロシアのウクライナ侵略前と大体同程度のところまで低下をしてきた結果、再エネ賦課金の上昇分を考慮しても、激変緩和対策の開始前と同水準以下で推移している状況等を踏まえて、5月末までの措置を講じることとして、5月はその幅を縮小することとした。

ただ、予期せぬ国際情勢の変化等によりまた価格が急騰したりすることは絶対ないということではないので、国民生活への過大な影響を回避するため、緊急対応が必要となった場合には迅速かつ機動的に対応するという姿勢で臨んでいきたい。

村田：国際競争力を考える上で、日本の産業用の電力料金は高いのか、安いのかどう考えているか？

久米政府参考人：IEAのデータによると、日本の電気料金単価よりも高い国としてはイギリスやドイツ、低い国としてはフランスや米国などがある。中国や韓国も日本よりも低くなっている。

村田：岸田総理は、日本の稼ぐ力を復活させる上で今後重要なのは、低廉で強靱なエネルギーだと発言している。具体的にどのように電気代を安くしていくのか？

齋藤大臣：化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギーコストの上昇に強い経済構造への転換を進めるべく、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などエネルギー自給率の向上につながるような脱炭素電源の活用を進めていくことが大事だと思っている。

2. 再エネ賦課金の減免認定

【課題認識】

- ・ 再エネ賦課金の減免制度は、「国際競争力の向上を図るとともに、産業空洞化を防止し国内の雇用を維持する」ためのもの。
- ・ 製造業がこの減免を受けるための要件は、
「電気使用量÷売上高の値が製造業平均の8倍を超えること」と定められている。
- ・ 売上高には経費が含まれるため、政府も取り組んでいる価格転嫁によって、電気使用量や利益は増えていなくても、売上高が増え、この減免認定が受けられないかもしれないという不安の声を聞く。

村田：再エネ特措法が議論された当時はデフレ下だったが、今政府は投資も賃金も物価も伸びる成長型経済を目指している。要件の売上高の部分は変えるべきだと思うが？

井上政府参考人：国際競争力の維持強化に加え、国民負担との公平性というバランスをしっかりと取ろうという観点から、制度導入時に大変真剣な議論を国会で行い、その議論を踏まえて法定化されてきた制度のため、現状、様々な課題はあるが、法律に基づいて適切に制度運用を行ってまいりたいと考えている。

【課題認識】

- ・そもそもこの制度は、電炉業、鋳造業、ソーダ業といった電力多消費の製造業が減免を受けられるだろうという水準を基に設計されたものであって、国民負担とのバランスはすでに議論されてきた話。
- ・これからもこうした産業が制度を使えるためにはどうすればいいかという、そもそもの制度趣旨に立ち返った論点が必要だと思う。
- ・**製造業の原単位の平均（現状 0.7）**は、エネルギー消費統計、石油等消費動態統計、電力調査統計、法人企業統計を用いて算出し、法律ではなく**告示で決定**される。

村田：3月29日に発表された最新のエネルギー消費統計を踏まえた、直近の製造業の原単位の平均はいくらか？

井上政府参考人：過去4か年の平均というこれまでの計算方式でみると、**0.65**となっている。

村田：この**0.7**という数字は**2012年の告示以降一度も変わっていない。小数点第2位まで見て0.65に平均を下げることで、これまで減免を受けてきた皆さんが引き続き受けられるように願います。**

齋藤大臣：来年度以降の減免制度の対象については、制度趣旨や先週公表されたエネルギー消費統計の結果を踏まえた製造業の原単位の平均や、企業の予見可能性などを考慮し、今後、関係審議会でも議論していただきながら検討していきたい。

村田：来年度の減免は今年11月までに申請を行うこととなっているため、速やかな改正に向けた検討をお願いします。

3. 太陽光発電施設の火災

【課題認識】

- ・3月27日鹿児島県伊佐市の太陽光発電施設で火災が発生。消火作業中の爆発によって消防隊員4人が負傷し、2人が入院中とのこと。
- ・昨年12月には横浜市内の小学校でも太陽光発電施設から発火している。

村田：鹿児島の火災の翌日に現場を調べた旨の報道があったが、火災・爆発の要因は？
辻本政府参考人：現時点での被害情報としては、蓄電池が設置された建屋において出火している、4名の消防隊員の方が負傷されている、また、太陽光パネルなどには延焼していないと、これが現時点で承知している事情。

村田：昨年12月の横浜市内の小学校での発火の要因は？

辻本政府参考人：校舎内に設置された附属設備である**蓄電池が発火**したと承知している。現在、関係機関並びに蓄電池メーカーにおいて原因究明が進められているが、出火原因について現時点では確定的なものはまだ把握していない状況である。

村田：そのほかに太陽光の発電施設での火災について把握しているものは？

辻本政府参考人：電気事業法では、電気設備に起因する火災により他の建物などに損害が発生した場合、電気火災事故として設備の設置者に対し、経済産業省への報告を義務

付けており、太陽光発電設備について、令和4年度は一件の電気火災事故が報告されている。

村田：太陽光発電施設の火災について、ガイドラインの作成とその周知は行われているのか？

鈴木政府参考人：太陽光発電施設は、太陽光だけではなく火災による炎の光などによっても発電を継続するという特性があり、火災の初期から鎮火後までを通じて感電事故に留意しながら消防活動を行うことが重要である。消防庁では各消防本部に対し、このような留意点について取りまとめた安全管理マニュアルあるいは通知を發出して消防活動の安全対策の周知を図ってきたところであり、今後も機会を捉えてこのような対策の周知に努めていきたいと考えている。

村田：発火した太陽光発電施設の周りに建物があって、延焼を防がないといけない場合はどうするのか？

鈴木政府参考人：通常は放水による消火になるが、蓄電池の場合は感電のリスクがあることから、霧状にして飛ばすとか、高電圧用ゴム手袋を使用するなど、様々な安全対策を講じながら消火を行うことになる。今回はそのような対応がなされたと聞いている。

村田：2022年7月から、太陽光発電設備については、廃棄等の費用積立制度が始まっているが、今回の鹿児島のような火災が発生した場合、この積立では活用できるのか？

井上政府参考人：火災等を要因として廃棄がなされる場合にも、廃棄が適切に実施されることを前提に、事業終了時等に積立金を活用することが可能となっている。

村田：蓄電施設を修繕し、再び事業をやっていく場合は、この積立では使えないという理解でよいか。

井上政府参考人：積立では廃棄を行う場合に使われることになる。

村田：資源エネルギー庁の太陽光発電に関する事業計画策定ガイドラインによると、火災保険、そして地震保険等の加入努力義務が明示されているが、現在の加入状況は？

井上政府参考人：昨年行ったアンケート調査では、回答したほぼ全ての事業者、約98%が保有する太陽光発電設備について火災保険に加入している。一方、地震保険については、必ずしもそこまでの多くの事業者が加入していない。

村田：太陽光発電設備をめぐり、市町村の4割でトラブルが発生しているとの調査結果が公表されている。こうした火災への対策や太陽光発電施設におけるトラブル防止に向けて、大臣の見解を伺いたい。

齋藤大臣：昨年3月に施行した改正電気事業法で、小規模な太陽光発電設備についても技術基準への適合を義務化し、火災等のおそれがないようにすることを求めている。また、本年4月1日に施行した改正再エネ特措法によって、安全対策を含めた周辺地域の住民への説明会等の実施をFIT、FIPの認定要件とともに、消防法等を含め、関係法令に違反する事業者に対して、早期の是正を促すために、FIT、FIP交付金の一時停止を行うことにしている。

鹿児島県伊佐市の太陽光発電設備の火災については、消防や蓄電池メーカーとも連携して事故原因を究明し、新たな知見が得られた場合には、関係業界における対策の横展開を促すとともに、必要に応じて、全国の太陽光発電所への立入検査等を実施し、適切な対応を指導するなど、火災等の事故防止の対策を講じてまいりたい。

以上